

## 第9回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月28日(水)午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員(4人)

三輪 均  
五十嵐 信義  
遠藤 文男  
山田 裕

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 田中 秀和

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第9回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は推進委員が1名欠席となっておりますが、農業委員は全員出席であり  
ますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 森山委員、5番 岡田委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告は特段ありませんので議事に入りたいと思います。

議 長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書1ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、2件の申請がありました。番号1に引き続いて番号2についても説明させていただきます。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事 務 局 番号1につきましては、現在、申請人が当該敷地について農業車両や機械器具の倉庫及び農作業小屋として使用しておりますが、このたび農作業小屋を解体し、新たに宅地として作業所兼車庫を建築し、使用するための転用申請となります。

続いて番号2につきましては、宅地への転用となりますが、違反転用による始末書付きの追認許可申請となります。申請人からの聞き取りや始末書の内容によりますと、申請人の亡き父が平成7年に本宅の老朽化に伴い、隣地である当該地番に住居を建てましたが、農地法の許可が不要であると勘違いし無断転用した結果となりました。始末書の内容からも以後このような間違いが二度と無いよう農地法を遵守する旨の文面もあり、反省の意があることが確認されました。

番号1、2の案件に関する当該地番の耕地条件を見ると、登記地目は畑であり、農用地区域外の集団性や生産性の低い宅地と一体化している家事消費程度の農地であります。

説明は以上です。

議 長 番号1につきましては私の担当地区でありますので現地の状況等を説明いたします。

議 長 (1番) 4月9日(金)に番号1、2の現地確認をしてまいりました。番号1につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりでありました。許可に関して特段の影響はないと思われま。

番号2につきましては、現地は議事資料の写真のとおりとなっております。始末書の内容のとおり、申請人本人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる内容も確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、番号1、2の申請地につきましては、農用地区域外の生産性の低い第2種農地の内、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われまます。

説明は以上です。

議 長 本件、番号1、2について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について説明します。議案書2ページをご覧ください。  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事 務 局 使用貸借権設定による宅地への転用となります。先ほどの議案第1号の番号2の筆と地続きになっている土地であります。その筆の土地が狭小であるため宅地として利用したいことにあります。

当該地番は現在休耕となっております。耕地条件を見ると、登記地目は畑であり、農用地区域外の集団性や生産性の低い、宅地と一体化している家事消費程度の農地であります。

説明は以上です。

議 長 この案件につきましても私の担当地区でありますので現地の状況等を説明いたします。

議 長 4月9日(金)に現地確認をしてまいりました。申請地は先ほどの議案第1号番号2の土地を挟むように立地し、地続きとなっております、事務局が説明した  
(1番)

とおり非常に狭小でありました。

また、当該申請地については、農用地区域外の生産性の低い第2種農地の内、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われれます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明します。議案書3ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、新規設定1件の申出がありました。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事務局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第3号の農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第3号は原案のとおり許可いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年4月28日

議長 ⑩

議事録署名委員  
3番 ⑩

議事録署名委員  
5番 ⑩